

## 〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（参考例）

## （設置の目的）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に基づく制度の円滑な運用を図るため、〇〇（都道府）県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

## （基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける障害者自立支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注） その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

案2 基金の額は、予算で定める額とする。

案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

## （管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## （運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

## （繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## （処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が事業者に対する激変緩和措置のための事業、新法への移行等のための緊急的な経過措置のための事業その他の法の円滑な運用を図るために実施する緊急的な事業のための財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

## （委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

## （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

## （この条例の失効）

2 この条例は、平成二十一年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

障害者自立支援法特別対策スケジュール（12月～3月まで）

| 事項    | 12月              |       |       | 1月   |      |       |       | 2月   |      |       |       | 3月   |      |       |       |       | 4月  |      |       |  |
|-------|------------------|-------|-------|------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|-----|------|-------|--|
|       | 2                | 3     | 4     | 1    | 2    | 3     | 4     | 1    | 2    | 3     | 4     | 1    | 2    | 3     | 4     | 5     | 1   | 2    | 3     |  |
|       | 10~16            | 17~23 | 24~30 | 31~6 | 7~13 | 14~20 | 21~27 | 28~3 | 4~10 | 11~17 | 18~24 | 25~3 | 4~10 | 11~17 | 18~24 | 25~31 | 1~7 | 8~14 | 15~21 |  |
| 利用者負担 | 工賃控除(18年度分)      |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |       |     |      |       |  |
|       | 上限4分の1工賃控除(4月以降) |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |       |     |      |       |  |
| 基金    | 条例               |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |       |     |      |       |  |
|       | 運営要領             |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |       |     |      |       |  |
|       | 交付要綱             |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |       |     |      |       |  |
|       | 市町村の計画           |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |       |     |      |       |  |
| 個別内容  | 激変緩和加算送迎加算       |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |       |     |      |       |  |
| その他   |                  |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |      |      |       |       |       |     |      |       |  |

\* 自治体事務 は自治体事務を、 国等の動き・事務 は国等の動き・事務を示す。

# そ の 他

# 入所施設における入院・外泊時の対応について

(平成19年4月から実施)

## 1. 入院・外泊時加算の算定期間の延長

- 1月に6日を限度 ⇒ 1月に8日を限度

## 2. 入院・外泊時加算における算定期間の延長（長期入院した場合）

- 原則、入院した日が属する月のみ ⇒ 入院した日が属する月を含めて3カ月間

# ケアホームにおける重度障害者への支援について

## 1. 経過的ケアホームの経過措置期限の延長

- 平成20年3月末まで ⇒ 平成21年3月末まで（1年間の延長）

## 2. 個人単位でのホームヘルプサービスの利用（平成19年4月から実施）

- 対象者・・・区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者

※1 ただし、経過的ケアホームに準じた取扱いとする。

※2 具体的内容については、検討中であり、別途お示しする予定。

※ ケアホームにおける重度障害者について、3年後の見直しに向け、支援の在り方を検討

## 施設入所に関する経過措置の取り扱いについて

- 障害者自立支援法が施行され、施設事業体系が大きく転換される中で、従来施設に入所していた者については、経過措置により引き続き5年間の入所が認められているものの、経過措置終了後の処遇について不安があることが指摘されている。
- この点については、国会等でも議論となったが、先の臨時国会において厚生労働大臣答弁（別添）で明らかにしたとおり、「施設から追い出されることがあってはならない」と考える。
- 以上のような観点に立ち、この経過措置を定める障害者自立支援法施行規則については、法の見直しが法附則に規定されていること等も踏まえ、所要の手続きを経て、3年以内のできるだけ早い時期に必要な改正を行うこととし、また、この方針を周知することにより、関係者の無用な不安の払拭に努める。

# ○平成18年12月6日衆議院厚生労働委員会

## 柳澤厚生労働大臣の答弁（抄）

○柳澤国務大臣 自立支援法におきましては、できる限り住みなれた地域において生活を継続していただく観点から、自立訓練事業や就労移行支援事業を創設いたしました。これらの事業に積極的に取り組むことによって障害者の方々が地域移行を円滑に進めていく、こういうことが重要であると考えております。

他方、既存の施設入所者の方につきましては、これまでの生活が激変することがないように、障害程度区分にかかわらず、五年間は現に入所されている施設を引き続き利用できるとの経過措置を講じているところでございます。

今後、新体系サービスの実施状況や障害程度区分の判定状況等を踏まえまして、法附則の規定にある三年後の見直しに向けまして、まず早急に検討に着手していく、このことをまず考えておりますが、いずれにせよ、御指摘のとおり、既存の施設入所者が追いつき出されて行き場がないなどというようなことは決してないよう適切に対処してまいりたい、このように考えております。